

資格制度のしおり

資格制度と特定のサービス・ステーション等の制度

- ① 船舶電気艀装工事事業場
- ② 航海用レーダー等装備・整備事業場
- ③ GMDSS設備サービス・ステーション

平成20年1月(改)

~~平成13年4月~~

社団法人 日本船舶電装協会

改訂履歴

1. 制定 昭和50年
2. 第1回改訂 昭和54年
3. 第2回改訂 昭和58年
4. 第3回改訂 平成10年3月
5. 第4回改訂 平成13年4月
6. 第5回改訂 平成20年1月

(第5回改訂事項)

①第4回改訂後、特に航海用レーダー等の品目に、船舶自動識別装置、航海情報記録装置等が追加になったことに伴うこと。

②サービスステーション等の立入り頻度の軽減に伴うこと。

③資格制度に関連した申請書類等の書式の変更等を取り入れたこと。

④付録は主として「船舶検査の方法」を取りまとめたものであり、電気設備として考えられるものに限定していたが、資格更新テキスト（船舶設備に関連した規則、告示、心得を掲載）に掲載されている磁気コンパス等についても、船舶検査の方法を掲載することとし、船舶検査の方法（電気設備関係）に取り入れた。

なお、平成13年版から変更になった部分を分かり易くする為、

・変更部は 変更前 → 変更後

・追加部は → 追加

と表示し、書式の変更などは変更後の書式をそのまま取り入れた。

はじめに

(社)日本船舶電装協会においては、当協会会員である船舶電装工事会社の技術者に対して船舶の電気・無線設備の装備工事に関する技術講習及び検定試験を実施しており、強電関係では、協会成立以来、また、弱電関係では、技術講習を昭和52年度から各種機器について行ってきましたが、昭和56年度に航海用レーダー装備技術者の資格制度を発足させ、更にGMDSSの国内導入に伴ない平成3年度には航海用無線設備装備技術者の資格制度を発足させております。

一方、国土交通省においては、「船舶検査の方法(平成9年6月16日制定、施行)」で、船舶電気艙装工事、航海用レーダー及び自動衝突予防援助装置等の装備・整備、及びGMDSS設備の整備について、それぞれ施設及び能力の基準を設け、それら基準に適合する事業場に対して証明書を発行し(特定のサービス・ステーション等の証明制度)、証明に係る事業場が実施する電装工事について海事技術専門官(船舶検査官)の検査立会いを省略する規定を設けています。

また、前述した証明書を有し、証明に係る事業場が実施する電装工事については、日本小型船舶検査機構においても検査員の立会いを省略する規定があるほか、(財)日本海事協会においても日本籍船に対するGMDSS設備整備及び航海用レーダー等装備・整備について検査員の立会いを省略する規定があります。

この「資格制度のしおり」は、資格制度に関し、資格にはどのような種類があるのか、どうすれば資格を取得することができるのか、資格を取得すればどのような利点があるのか、また、特定のサービス・ステーション等の証明制度に関し、これらの制度とはどのようなものであるか、どのような方法によれば証明書が交付されるのか、などの点を解説しております。本書により会員の皆さんにはこれらの制度について、より理解を深めて頂けるものと思えます。

なお、本書末尾には、付録として、関係規程、通達並びに強電及び弱電のチェックシート整備記録等の様式を掲載しておりますので参考にして頂きたいと思えます。

また、念を押させていただきますが、付録では「船舶の検査の方法」を掲載したものであり、規則及び告示については講習テキスト等をご参照ください。

目 次

I. 強電関係	1
1. 電気設備工事技術者の資格について	1
(1) 資格の種類とその対象業務	1
(2) 資格の取得方法	1
(3) 講 習	6
(4) 講習の受講申込み	7
(5) 指導書の送付及び添削問題解答の提出	11
(6) 講習の修了	11
(7) 講習の修了証明	11
(8) 検定試験	13
(9) 検定試験の受験申込み	13
(10) 資格証明書及び資格証の交付	15
(11) 資格の有効期間及び資格の維持	16
(12) 資格更新研修	16
(13) 資格者に関する変更の届出	20
(14) 資格の取得と船舶電気機装工事事業場	23
2. 電装認定事業場について	23
(1) 電装認定事業場とは	23
(2) 電装認定事業場になるためには	25
3. 「電装認定事業場の証明書」交付申請手続き	28
(1) 事業場設備等の実地調査・指導	28
(2) 実地調査・指導の申込み	28
(3) 「証明願」等の作成・提出	30
[参考]「電装認定事業場の証明書」交付申請手続き等の手順	31
4. 電装認定事業場の証明願等の記載要領	37
(1) 「証明願」(様式 1. 14)の記載要領	37
(2) 「会社経歴書」(様式 1. 15)の記載要領	37
(3) 「施設及び設備の詳細」(様式 1. 16)の記載要領	38
(4) 「技能者及び作業員名簿」(様式 1. 17)の記載要領	39
(5) 「工事実績」(様式 1. 18)の記載要領	39
5. 「電装認定事業場の証明書」の書換申請について	39
(1) 工事区分を変更する場合(ランク変更)	39
(2) 事業者の名称又は事業場の名称及び所在地を変更する場合	42
6. 「電装認定事業場の証明書」の再交付申請について	44
7. 電装認定事業場になった場合の順守すべき事項	46
(1) 証明書の写しの送付	46

(2) 工事及び点検の方法等	46
(3) 変更等による届出	46
(4) 管海官庁の立入り調査	46
II. 弱電関係（航海用レーダー等）	49
1. 航海用レーダー等装備技術者の資格について	49
(1) 資格の名称とその対象業務	49
(2) 資格の取得方法	49
(3) 講習	51
(4) 講習の受講申込み	51
(5) 指導書の送付及び添削問題解答の提出	51
(6) 講習の修了	51
(7) 講習の修了証明	51
(8) 検定試験	53
(9) 検定試験の受験申込み	53
(10) 資格証明書及び資格証の交付	53
(11) 資格の有効期間及び資格の維持	53
(12) 資格更新研修	53
(13) 資格者に関する変更の届出	53
(14) 資格の取得と航海用レーダー等装備・整備事業場	53
2. レーダー等認定事業場について	54
(1) レーダー等認定事業場とは	54
(2) レーダー等認定事業場になるためには	56
3. 「レーダー等認定事業場の証明書」交付申請手続き	58
(1) 事業場設備等の実地調査・指導	58
(2) 実地調査・指導の申込み	58
(3) 「証明願」等の作成・提出	58
[参考] 「レーダー等認定備事業場の証明書」交付申請手続き等の手順	59
4. レーダー等認定事業場の証明願等の記載要領	67
(1) 「証明願」（様式2.2）の記載要領	67
(2) 「会社経歴書」（様式2.3）の記載要領	67
(3) 「施設及び設備の詳細」（様式2.4）の記載要領	68
(4) 「責任者及び技術者の詳細」（様式2.5）の記載要領	69
(5) 「レーダー等工事实績」（様式2.6）の記載要領	70
5. 「レーダー等認定事業場の証明書」の書換申請について	70
(1) 証明書の書換えを要する事項	70
(2) 書換申請書の記載方法等	70
6. 「レーダー等認定事業場の証明書」の再交付申請について	73
7. レーダー等認定事業場になった場合の順守すべき事項	75

(1) 証明書の写しの送付	75
(2) 検印の作製・管理	75
(3) 装備工事及び整備の方法	75
(4) 装備・整備点検及び試験・検査の方法	75
(5) 装備・整備記録の提出	75
(6) 書類の保管	76
(7) 変更等による届出	76
(8) 管海官庁の立入り調査	76
Ⅲ. 弱電関係（無線設備）	79
1. 無線設備装備技術者の資格について	79
(1) 資格の名称とその対象業務	79
(2) 資格の取得方法	79
(3) 講習	81
(4) 講習の受講申込み	81
(5) 指導書の送付及び添削問題解答の提出	81
(6) 講習の修了	81
(7) 講習の修了証明	81
(8) 検定試験	83
(9) 検定試験の受験申込み	83
(10) 資格証明書及び資格証の交付	83
(11) 資格の有効期間及び資格の維持	83
(12) 資格更新研修	83
(13) 資格者に関する変更の届出	83
(14) 資格の取得とGMDSS設備サービス・ステーション	83
2. GMDSS設備サービス・ステーションについて	84
(1) GMDSS設備サービス・ステーションとは	84
(2) GMDSS設備サービス・ステーションになるためには	86
3. 「GMDSS設備サービス・ステーション（航海用具）の証明書」交付 申請手続き	88
(1) 事業場設備等の実地調査・指導	88
(2) 実地調査・指導の申込み	88
(3) 「証明願」等の作成・提出	88
[参考] 「GMDSS設備サービス・ステーションの証明書」交付申請手続き等 の手順	89
4. GMDSS設備サービス・ステーション（航海用具）の証明願等の記載要領	95
(1) 「証明願」（様式3.2）の記載要領	95
(2) 「会社経歴書」（様式3.3）の記載要領	95
(3) 「施設及び設備の詳細」（様式3.4）の記載要領	96

(4) 「責任者及び技術者の詳細」(様式 3.5)の記載要領	97
(5) 「GMDSS設備等の整備実績」(様式 3.6)の記載要領	98
5. 「GMDSS設備サービス・ステーションの証明書」の書換申請について	98
(1) 証明書の書換えを要する事項	99
(2) 書換申請書の記載方法等	99
6. 「GMDSS設備サービス・ステーションの証明書」の再交付申請について	99
7. GMDSS設備サービス・ステーションになった場合の順守すべき事項	102
(1) 証明書の写しの送付	102
(2) 検印の作製・管理	102
(3) 装備工事及び整備の方法	102
(4) 試験及び検査の方法	102
(5) 整備記録の提出	102
(6) 書類の保管	102
(7) 変更等による届出	102
(8) 管海官庁の立入り調査	103

IV. 付 録 (注) 付録の詳細は付録目次に記載

1. 船舶検査の方法(電気設備関係)(抜粋)	1
2. 船舶検査の方法(航海用レーダー等関係)(抜粋)	22
3. 船舶検査の方法(無線設備関係)(抜粋)	45
4. 航海用レーダー等装備・整備事業場の証明を行う際の要領について(参考)	66
5. GMDSSの設備の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明を行う際の要領について(参考)	68
6. 無線設備の保守等の承認について	70
7. 日本小型船舶検査機構検査事務規程(抜粋)	82
8. 日本小型船舶検査機構検査事務規程細則(抜粋)	83
9. 安全設備規則(NK)	119
10. 事業場設備の実地調査・指導実施要領	123
11. チェックシート等の様式	125
12. 参考①: 付属書E 設備の検査に関する付属書5-2 電気設備5-2.1 (ノンハロゲン耐延焼性船用電線)	参①